

令和7年2月7日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会

委員長 本 田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和7年第1回魚沼市議会定例会について
(2) 令和7年度魚沼市各会計予算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) その他

- 2 調査の経過 2月7日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和7年第1回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和7年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。

また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。

令和7年度魚沼市各会計予算の審査については、別紙のとおりとし、質疑は事前通告制で、通告期限は2月25日正午とした。

閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。

その他で、高齢者等の除雪支援について及び請願・陳情の取扱いについて意見があった。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和7年第1回魚沼市議会定例会について
- (2) 令和7年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) その他

2 日 時 令和7年2月7日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

5 欠席委員 星 直樹

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書記 栴澤議会事務局次長、星係長、大竹主任

8 経 過

開 会 (10:06)

本田委員長 星直樹委員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。令和7年第1回魚沼市議会定例会の運営についてを審議願います。

(1) 令和7年第1回魚沼市議会定例会について

本田委員長 日程第1、令和7年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 付議事件について、執行部から説明をお願いします。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の付議事件一覧のとおりでございます。詳細につきましては総務政策部長から説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次説明を申し上げます。

まず、事件番号1番でございますが、令和6年度魚沼市一般会計補正予算第6号についてでございます。当該補正予算の概要であります。歳入歳出予算の補正と地方債限度額の補正のほか、事業の進捗に合わせた継続費の補正及び繰越明許費の設定などをお願いします。

ることとしております。このうち、歳入歳出予算の補正につきましては、年度末までの予算執行において不用残が見込まれるものに係る減額分が中心となっておりますが、このほかに増額補正分といたしましては、主なものとして、ふるさと結基金の増額分の積立金及びそれに係る事務処理等業務委託料のほか、うおぬま出会いサポート事業における結婚新生活支援補助金、子ども医療費助成事業扶助費、県営農業農村整備事業負担金、UIターン就職者家賃補助、市道除排雪関連経費、そのほかに金利上昇に伴う基金利子積立金などの不足分に係る追加に加え、戸籍システムの振り仮名対応に係るシステム改修費、ひろかみ工芸の施設内における電話機交換工事、重要文化財建造物保存基金積立金などを計上するとともに、先の国の補正予算に伴う事業の前倒し発注分として、県営ほ場整備事業負担金、消雪施設井戸更新事業、避難所における冷風扇購入費などを計上することとして現在調整を進めております。これら一連の追加、組替えとともに、財源の調整、変更を含めた内容を第6号補正予算としてお願いするものであります。

なお、今回の補正額につきましては、減額分、増額分の差引きで歳入歳出それぞれ約5,000万円ほどの増額補正を現時点で見積もっております。

なお、今回の補正予算の財源といたしましては、国庫支出金の補正予算分に係る社会資本整備総合交付金、それから新しい地方経済・生活環境創生交付金、このほかにたばこ税、入湯税、森林環境譲与税、ふるさと寄附金などの増額分、また国の補正に伴う前倒し事業の補助裏に充てる市債などを充当するとともに、一般財源の増額分につきましては財政調整基金で調整する内容としております。

事件番号2番 令和6年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第4号につきましては、事業勘定分におきまして、被保険者に係る葬祭給付費の不足見込み分のほか、直営診療所施設勘定会計及び病院事業会計のそれぞれに対する繰出金を追加する一方、出産育児一時給付金について実績見込みによる減額分を差し引いて、歳入歳出それぞれ40万円ほどの減額補正を現時点では見積もっております。また、直診勘定分におきましては、指定管理者に支払う光熱水費負担金の不足分を追加するとともに、情報ネットワーク構築に関する経費の組み替えを行うこととしておりまして、歳入歳出それぞれ20万円ほどの増額補正を現時点では見積もっております。これら一連の追加、減額とともに、財源の調整、変更を含めた内容を第4号補正予算としてお願いするものでございます。

事件番号3番 令和6年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号につきましては、保険料の確定見込みによる広域連合納付金の追加分に、広域連合共通経費に係る負担金などの確定による減額分を差し引きまして、歳入歳出それぞれ910万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

事件番号4番 令和6年度魚沼市介護保険特別会計補正予算第3号につきましては、介護保険給付等準備基金の利子分に係る積立額を追加するほか、介護報酬改定に伴うシステム改修費を追加することとして、歳入歳出それぞれ160万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。

事件番号5番 令和6年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算第1号につきましては、水の郷工業団地において事業費の確定により造成工事費5,700万円を減額するとともに、分譲区画の売却に至らなかったことから、売却収入の減額とともに造成工事費及び一般会計への償還金を減額することとして、歳入歳出それぞれ5億6,400万円ほどの減額

補正を現時点では見積もっております。

事件番号 6 番 令和 6 年度魚沼市病院事業会計補正予算第 2 号につきましては、収益的収入において不足分に係る一般会計からの繰出金 60 万円を追加するとともに、財源の組み替えを行い資本的収入において決算見込みにより小出病院整備事業費を減額する一方、同医療機器更新事業の追加分を差し引いて 8,910 万円を増額し、資本的支出の決算見込みにより施設整備費及び備品購入費を増減調整するとともに、企業債償還金の追加を合わせて差引き 3,780 万円を減額する内容で予算の補正をお願いするものであります。

事件番号 7 番 令和 6 年度魚沼市ガス事業会計補正予算第 2 号につきましては、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出における金額の増減はございませんが、小出・堀之内連絡管整備関連ガス導管布設替工事の実施について、令和 7 年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものであります。

事件番号 8 番 令和 6 年度魚沼市水道事業会計補正予算第 2 号につきましても、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出における金額の増減はございませんが、先ほど申し上げた小出・堀之内連絡管整備関連水道管布設替工事及び和田原 1 号線水道管布設替その 2 工事の実施について、これらを令和 7 年度までの債務負担行為の設定を当該補正予算でお願いするものであります。

事件番号 9 番から事件番号 17 番までの 9 件につきましては、令和 7 年度の当初予算に関するもので、一般会計のほか、4 つの特別会計と 4 つの企業会計を合わせた 9 つの会計予算の審議をお願いするものであります。

事件番号 18 番 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。本案につきましては魚沼市特別職報酬等審議会の答申に基づき議員報酬を見直すこととして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 19 番 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましても魚沼市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長、副市長、教育長の給与月額を見直すこととして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 20 番 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては新潟県人事委員会勧告に準拠して一般職の職員の給与改定等を行うこととして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 21 番 魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例等の一部改正につきましては、こちらも新潟県人事委員会勧告に準拠して寒冷地手当支給対象者を改めることとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 22 番 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、正職員の給与改定に伴いまして給料表を準用する会計年度任用職員の給料を改めることとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 23 番 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、機能別消防団員の制度を新たに取り入れることとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 24 番 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきましては、公金収納事務等に係るデジタル化対応などの規定の追加に係る地方自治法の改正に合わせてずれが生じた引用条項等を改めることとして、当該条項を規定している条例

の一部改正を一括して行うものでございます。

事件番号 25 番 刑法等改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正につきましては、刑法改正によって懲役及び禁錮が廃止をされまして拘禁刑が創設されたことを受け、令和 4 年度に当該規定を引用する関係条例の一部改正を行ったところでございますが、経過措置規定に関しまして新潟地方検察庁の意見も踏まえて魚沼市自然環境保全条例に経過措置を設ける附則を設けることとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 26 番 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、魚沼地域医師会連絡協議会の定める報酬改定に基づき学校医及び産業医の報酬額の一部を見直すこととして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 27 番 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和 7 年度以後の国民健康保険税の賦課税率等を見直すこととして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 28 番 魚沼市子ども・子育て会議条例の一部改正につきましては、同会議において魚沼市こども計画の策定及び関連施策の推進について調査、審議する規定を盛り込むこととして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 29 番 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、地域包括支援センターにおいて職員の確保が困難となっている現状を踏まえまして、柔軟な職員配置を可能とするための配置要件を見直す省令の公布及び介護保険法施行規則の改正に合わせて所要の改正を行うものでございます。

事件番号 30 番 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正につきましては、当該助成対象者に精神障がい者本人を加えることとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 31 番 魚沼市体育施設条例の一部改正につきましては、魚沼市総合体育館の利用者に対するサービス向上を図るために使用料の徴収単位等の規定に幅を持たせることとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 32 番 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正につきましては、大原山菜園を用途廃止することとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 33 番 魚沼市営住宅条例の一部改正につきましては、大清水第 2 住宅 2 号棟及び上条住宅 1 号棟を用途廃止することとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 34 番 魚沼市都市公園条例の一部改正につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に合わせて、ずれが生じた引用条項等を改めることとして所要の改正を行うものでございます。

事件番号 35 番 土地の取得につきましては、新ごみ処理施設建設に伴い消防庁舎脇にヘリポート用地を移転することとして計画区域の地権者と用地取得に向けた交渉を進めてきたところでございますが、このたび売買について地権者全員から合意をいただくことができました関係で、取得に際して予定価格が 2,000 万円以上及び面積が 5,000 平米以上となることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求める事案に該当するため、提案するものでございます。

事件番号 36 番 特別養護老人ホーム鮎の里改修工事（建築）請負契約の変更につきまし

ては、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をいただいた当該工事請負契約につきまして、内部改修工事、建具改修工事等において追加、変更が発生したことにより費用の増嵩が生じたことから、契約の変更について議決をお願いするものでございます。

事件番号37番 特別養護老人ホーム鮎の里改修工事（機械設備）請負契約の変更につきましても、地方自治法第96条第1項第5号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をいただいた当該工事請負契約について、こちらは衛生器具設備工事、排水設備工事等において追加、変更が発生したことにより費用の増嵩が生じたことから、契約の変更について議決をお願いするものでございます。

事件番号38番 教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員のうち任期満了を迎える委員が一人おられることから、委員を選任、任命するに当たりまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意をお願いしたいとするものでございます。

付議事件に関する説明につきましては以上でございます。

本田委員長 説明が終わりました。今ほどの説明のあった付議事件について質疑等はございますでしょうか。（なし）なければ質疑を終結します。お諮りします。ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。

（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付、提出事件について説明を求めます。

樺澤議会事務局次長 （資料「令和7年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」により説明）

本田委員長 それでは、ただいまの議長受付、提出事件について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。議長受付、提出事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、議長提出、受付事件については受けることに決定しました。

次に、（2）付議事件の取扱いについてを審議願います。ア、イについて説明を求めます。

樺澤議会事務局次長 （資料「令和7年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」の取扱（案）」により説明）

本田委員長 今ほどの議会事務局次長のとおりの取扱い案でよろしいでしょうか。（異議なし）異議なしとします。そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局次長に説明を求めます。

樺澤議会事務局次長 ウ、急施事件の取扱いについてご説明いたします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきたいとするものでございます。以上です。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終わりにします。急施事件の取扱いについて、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議

会運営委員会で取扱いを決定することによろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。

(2) 令和7年度魚沼市各会計予算の審査について

本田委員長 次に、日程第2、令和7年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題とします。
議会事務局次長に説明を求めます。

栢澤議会事務局次長 (資料「令和7年度魚沼市各会計予算の審査について(案)」により説明)

本田委員長 今ほどの説明について、質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終わりにします。審査方法については、令和7年度魚沼市各会計予算の審査について(案)のとおりとし、予算審査特別委員会を設置して審査することとし、質疑については通告制とし、通告期限を2月25日火曜日、正午とすることで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここでしばらくの間休憩します。

休 憩 (10:41)

(休憩中に予算審査特別委員会委員長等の互選について協議)

再 開 (10:42)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。

本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出をしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(4) その他

本田委員長 日程第4、その他を議題とします。それでは、執行部で協議、報告事項等がありますか。(なし) その他、皆さんから協議事項等はありませんか。

大平委員 さっきの雪の関係なんですけども、今後の除雪について増額補正等を考えていらっしゃるのであれば聞かせてもらいたいです。これだけ豪雪になりますと、高齢者等の支援制度も使い終わっているような状況もあるんじゃないかなと思います。その辺の考え方とかも、分かりましたら教えてください。

桑原総務政策部長 この付議事件の中にもありました、第6号補正予算の中に追加をさせていただきたいというふうに考えております。

本田委員長　最終日にも補正なんていう可能性はありますか。

桑原総務政策部長　雪の状況にもよりますので、この補正予算は2月18日に提案されますが、その後の降り具合によって、それがどうなるかというところになるかと思います。今の段階では何とも言えませんが、できれば、この18日提案の6号補正で足りるようになればいいと思い、一定額はこの6号補正の中で組みたいというふうに思っております。

佐藤（肇）委員　請願、陳情の関係で1点どんなものかということで意見です。伊藤さんという方から2件の陳情が来ているということで、取扱いが配布のみということなんですが、この2点目の陳情については既に魚沼市の場合はこのような体制が取られています。ですので、あえてこれを取り上げてここに載せる必要までないんじゃないかと思いました。

本田委員長　陳情、請願については、手順にのっとってあれば議長において受け付けるということであります。確かに私もそう思いました。でも、やっているからと言って受け付けないわけにもいかないのかなと。

樺澤議会事務局次長　請願、陳情につきましては、国民に与えられた権利であるということから、それを出すのを止めることはできない。体裁が整っている以上、受けざるを得ないというところで、受け付けはするけれども、当市の場合は議会だよりでその分についてはホームページ等で公開をしております。議会だよりで市民の方にもお配りをしているということでございます。この件については特に回答はしないということでございますので、受け付けるだけということにさせていただければと思います。

渡辺委員　ほかの市はどのようにしているか、分からないところがあるんですが、郵送されてきたものについて陳情として受付をしても、多少違っていたりなんかすると、向こうとやり取りをして、体裁を整えてから提出していただきたいというようなことをお互い電話なりでしているところもあるかと思います。例えば今回のような場合ですけれども、うちの議会ではもう既にしておりますというようなことを相手に返すというところについては、どのようにしていったらいいのかというところについて、今後検討課題なのかなという気がするんですけどいかがでしょうか。同じようなものが出てくるとは限らないですけど、こういったものは本当にレアケースではあるんですけども、今回はこういうことがありましたので、当市が既に行っているものについては相手に返事をするというようなやり方も一つではないかなという気がいたします。

本田委員長　意見ということで受け付けさせていただきます。

遠藤委員　これは魚沼市議会のみならず、この近隣自治体全部に出ているのでしょうか。

本田委員長　分かりません。

遠藤委員　分からなければ、いいです。

本田委員長　ほかにございますか。（なし）本日の会議録につきましては委員長に一任を願います。以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

閉　　会（10：48）

議会運営委員会

委員長　本田　篤